

# 330億円の構成団体融資の必要性について

農林水産部 競馬改革推進室

## はじめに ～改革の必要性と論点～

岩手競馬は、岩手県、奥州市、盛岡市の3団体で構成する一部事務組合（地方自治法に基づく地方公共団体）によって、事業が実施されています。

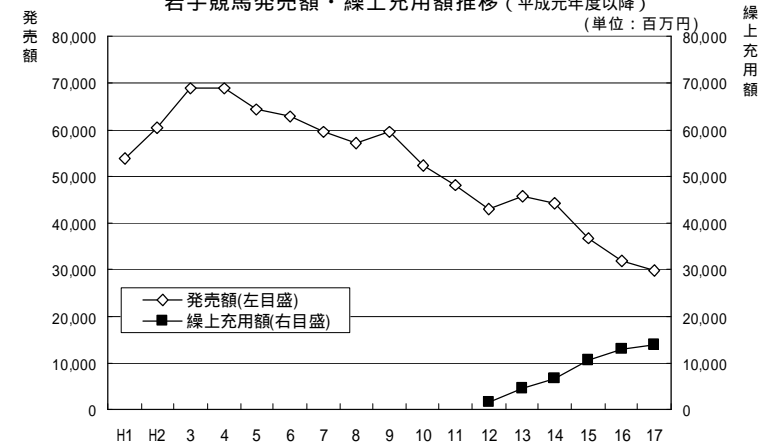
これまで、財政への貢献や馬事文化、地域経済の振興等の面で大きな役割を果たしてきましたが、近年は、売上の減少が続く中、毎年度、赤字が発生するようになり、盛岡競馬場の整備等に伴う起債の残高も含めて、平成18年度末には、負債の総額が330億円に達することになりました。

この間、コスト削減や売上拡大努力などを行い、発生した赤字の繰上充用（すなわち、短期借入れを繰り返しつつ、翌年度以降に送る手法）を続けながら、「自助努力によって収益（黒字）を確保して、順次、累積した赤字を解消していく」ことを目指しましたが、結果としては、赤字の解消は実現できず、累積赤字が増加してきました。

こうした経緯を踏まえ、これまでの反省に立って、今回の対応策は、「計画と実績の乖離（特に売上見込みの未達成）がそのまま赤字となって累積する構図」を断ち切り、「売上の変動に応じて、その範囲内に支出がおさまる事業運営ルールへ転換する」ことを通じて、県民負担を最小にするための方策を講じる案としています。

以下、330億円の全額を構成団体融資に切り替える必要性を中心として、今回の対応案を採るに至った考え方や理由を説明します。

岩手競馬発売額・繰上充用額推移（平成元年度以降）  
（単位：百万円）



競馬組合の経営改善計画の策定経過

計画名	策定年月	主な内容
岩手競馬経営改善5カ年計画	平成9年9月	・出走頭数の充実 ・全国交流競走の開催 ・専用場外発売所の設置
みちのくレース岩手競馬改善計画	平成12年12月	・人員削減、企業会計方式導入による財務分析 ・ITを活用した場外テレトラック新設 ・九州地区との連携による広域受委託発売実施 ・JBC競走の実施(地方競馬の祭典 H14.11開催)
岩手県競馬組合改革計画改訂実行計画	平成17年2月	・コストの削減 (年度ごとに目標値を設定) ・営業の拡大 (民間委託、商圏の拡大) ・事業運営の改革 (組合と会社の組織の一元化による運営合理化、職員の意識改革)

競馬組合の運営状況（収支は官庁会計方式）（単位：百万円、千人）

年度	H6	H7	H8	H9	H10	H11
勝馬投票券発売収入(発売額)	62,947	59,545	57,204	59,661	52,467	48,229
実質収支(繰上充用額)	166	402	261	177	236	74
単年度収支	72	236	141	84	59	162
入場人員(テレトラック含)	1,598	1,561	1,639	1,832	2,007	2,047

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17
勝馬投票券発売収入(発売額)	43,074	45,729	44,216	36,737	31,896	29,640
実質収支(繰上充用額)	1,562	4,481	6,553	10,475	13,012	13,739
単年度収支	1,636	2,919	2,072	3,922	2,537	728
入場人員(テレトラック含)	1,885	2,308	2,425	2,302	2,108	2,059

(注)「実質収支」=歳入-歳出-翌年度に繰越すべき財源、「単年度収支」=実質収支-前年度繰越

# 1 現状認識 ~ 新たな赤字の発生は許されない~

競馬組合は、この数年、売上の大幅な減少が連続する中、コスト削減を続けては来たものの、毎年度、新たな赤字を発生してきており、その累積赤字と盛岡競馬場の整備等に伴う起債の残高を合わせた負債総額が、平成18年度末には330億円に至っています。

それ以前に、407億円の利益金を構成団体へ配分していましたが、現時点では、まだ、累積の収支は、黒字であり、財政競馬として存在してきた価値を何とか見出せますが、現時点でも、ここで仮に廃止するとすれば、累積負債の330億円に、廃止に伴うコストが加わり、合わせて372億円程度の負担が、構成団体に生じると見込まれます。

従って、これ以上、新たな赤字を発生させ、累積させることは、長期的な観点から見た競馬組合の存在意義さえも失わせることになります。

つまり、何としても、今後は、新たな赤字を生じさせないようにしなければなりません。このことが、中長期的に考えても、議論の大前提となります。

また、全国的に競馬の売上が減少を続けていること、少子高齢化がますます進行していること等の社会情勢の変化を考えれば、売上拡大に向けた最善の努力を尽くすことは当然としても、今後の岩手競馬の売上について、大きく増加していくような計画を立てることは困難であると考えられます。

となると、今後において、新たな赤字が発生した場合、当面、それを金融機関から有利子で借りて対応しておき、その後の岩手競馬の黒字で解消するというシナリオを描いてはならないものだと考えなければなりません。

要するに、今後、新たな赤字が生じれば、それは、そのまま構成団体の

(再掲)

競馬組合の運営状況 (収支は官庁会計方式) (単位: 百万円、千人)

年 度	H 6	H 7	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1
勝馬投票券発売収入(発売額)	62,947	59,545	57,204	59,661	52,467	48,229
実質収支(繰上充用額)	166	402	261	177	236	74
単年度収支	72	236	141	84	59	162
入場人員(テレトラック含)	1,598	1,561	1,639	1,832	2,007	2,047

年 度	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
勝馬投票券発売収入(発売額)	43,074	45,729	44,216	36,737	31,896	29,640
実質収支(繰上充用額)	1,562	4,481	6,553	10,475	13,012	13,739
単年度収支	1,636	2,919	2,072	3,922	2,537	728
入場人員(テレトラック含)	1,885	2,308	2,425	2,302	2,108	2,059

(注)「実質収支」=歳入-歳出-翌年度に繰越すべき財源、「単年度収支」=実質収支-前年度繰越

利益金の配分内訳

(単位: 億円)

県	利益金の配分				地方競馬全国協会から県内への補助金
	水沢市(現奥州市)	盛岡市	一関市	計	
2 2 3 . 9	1 0 1 . 8	8 1 . 5	0 . 2	4 0 7 . 4	7 6 . 4

(注)一関市は災害復旧指定都市として昭和44年度まで加入。

構成団体融資の積算(19.1.27公表)

(単位: 億円)

合 計	借入金		その他債務				18年度純損失	
330.0	294.5		13.8				21.7	
項目	一時借入金	起債	土地信託清算金	リース残	過年度未払金	公庫繰上償還補償金	18年度純損失	
内訳計	330.0	141.7	152.8	7.2	-	2.6	4.0	21.7

競馬事業を廃止した場合の債務見込み(19年3月末時点)(18.9.1公表) (単位: 億円)

合 計	借入金等		事業整理関係費用				スタンド等撤去	公営公庫償還金		
372	310		50				15	3		
項目	一時借入金	起債	土地信託清算金	リース残	過年度未払金	公庫繰上償還補償金	18年度純損失・その他	スタンド等撤去	公営公庫償還金	
内訳計	372.3	141.7	152.8	7.2	7.9	2.2	4.7	44.0	14.4	2.6

競馬組合所有の競馬関係施設や資産の処分状況によって、変動する場合があります。「その他」は、職員退職金、厩舎関係者見舞金、施設機器撤去費等。

負担、すなわち、県民・市民の負担になることとなります。

以上のことから、今回の競馬問題への対応については、「新たな赤字を発生させない」ことが至上命題であり、この点を全ての出発点として、今回の新計画や融資スキームを検討したものです。

## 2 廃止との比較 ~「廃止」よりも「赤字なき継続」が適切~

「新たな赤字を発生させない」ためには、現時点で競馬事業を廃止することも、選択肢の一つとして考えられます。

競馬組合は、一部事務組合ですので、その累積債務や廃止に伴う負担は、全て構成団体が負担しなければなりません。現時点で競馬事業を廃止した場合、今年度末における累積債務330億円に加えて、廃止のための処理コストも必要となりますが、そのコストを加えた構成団体の負担は、372億円程度になると見込まれます。

したがって、「新たな赤字を出さずに継続する」ことが可能であれば、廃止のためのコストを負担しなければならない「事業廃止」よりも、必ず、構成団体や県民・市民の負担は少なくなります。そこで、今回の新計画は、「赤字なき継続」の実現を図ることとしたところです。

(参考) 岩手県競馬組合規約

第10条 組合の利益金の配分の割合は、岩手県5.5、奥州市2.5、盛岡市2とする。

第11条 組合の経費は、組合の事業から生じる収入その他の収入をもって支弁しなお不足あるときは、その不足額を関係団体に分賦する。

2 前項の規定により分賦する金額の割合は、組合の利益金の配分の割合とする。

### 3 赤字防止の担保 ～「事業存廃の基準」が不可欠～

「新たな赤字を発生させない」という大命題は、これまでの経緯と競馬組合が置かれた現状を考えると、「見込み」や「意気込み」のレベルで終わることは許されない状況にあります。本当に、現実に、新たな赤字が生じないような「仕組み」とすることが不可欠です。そうでなければ、結果として、再び赤字が発生し、累積債務の増加を招く可能性が残り、県民の理解を得ることはできません。

これまでも指摘されてきたように、全国的な競馬の発売動向などを考えれば、今後の岩手競馬の売上が、大きく伸びていくような計画の下に事業を運営していくことは困難です。また、そういう甘い計画は、かえって、新たな赤字を発生させる要因ともなりかねません。

したがって、売上がさらに減少する可能性も想定しながら、その場合であっても新たな赤字を発生させないような「仕組み」「ルール」を構築することが必要です。

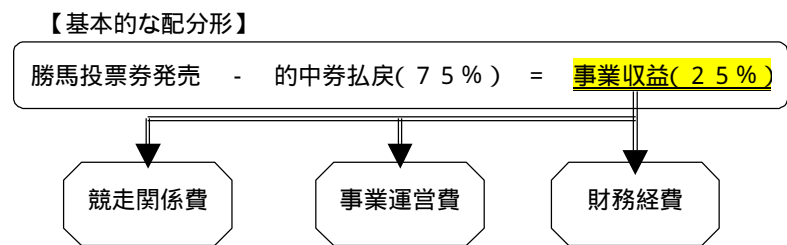
この考え方を具体化したものが、収支均衡を基本とする「事業存廃の基準」です。

既に、昨年11月に、競馬組合は、組合議会の議決を経て、この「事業存廃の基準」を設定することを盛り込んだ新改革計画を決定しています。

そのルールによれば、組合は、発売額からその75%に当たる的中券払戻金を除いた収入、すなわち、発売額の25%の範囲内で、全ての支出を賄わなければなりません。つまり、賞金や情報システム関係経費、人件費なども含めて、経費全体を、売上金額の変動に連動して伸縮させながら、

**競馬事業存廃の基準**  
 各年度において、年度を通じて経常損益で黒字又は収支均衡  
 次年度について、経常損益の収支均衡を達成する見込みがないようであれば廃止  
 年度途中であっても、年度を通じて経常損益の収支均衡を達成する見込みがないようであれば廃止

**競馬事業継続のための調整**  
 競馬組合、構成団体及び競馬関係者（馬主会、調騎会、厩務員会）で構成する岩手県競馬組合運営協議会(仮称)を設置  
 岩手県競馬組合運営協議会(仮称)において、年2回半期毎に、収支状況を検証し収支均衡を図るための調整を実施。なお、調整が整わない場合は廃止



区分	内容	経営指標
競走関係費 (賞典費)	賞金、手当等	概ね8%以内の額
事業運営費	施設・情報システム費、開催労務費、営業販売費、人件費、その他販売管理費	概ね16%以内の額
財務経費	元利償還、留保資金、投資等	概ね1%程度の額 (所要額で調整)

赤字を出さない運営を行うことが義務づけられることとなります。

そのため、売上の変動に応じて、必要が生じれば、年度の途中であっても、競馬関係者が集まる運営協議会を通じて、発売額の25%の範囲内に支出がおさまるように調整を行うこととなり、このルールに従えば、新たな赤字は発生しないこととなります。

売上が減少する局面においては、こうした調整は、関係者にとって、非常に厳しいものになりますが、構成団体に新たな負担をもたらさないようにするためには、こうした仕組みは不可欠です。

実際、競馬組合が平成19年度の事業計画を策定するに当たり、前年度に比べて新たに18億円程度のコスト削減が必要となりましたが、これに対応するため、競馬組合自らのコスト削減に努力した上で、新計画で位置付けた「事業存廃の基準」を新たな事業運営のルールとして適用し、これを踏まえた協議・交渉が行われた結果、何とか、各関係者にご理解をいただき、新計画に沿った大幅なコスト削減が実現できることとなりました。

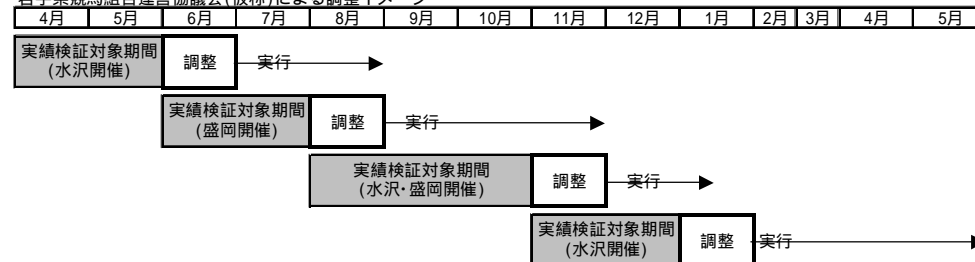
関係者各位には、それぞれご理解とご負担をお願いすることとなりましたが、これ以上の赤字を生んだ場合には、競馬事業は廃止になるというルールの下であればこそ、こうした調整が実現できたものであり、この「事業存廃の基準」は、平成19年度以降においても、新たな赤字の発生を防ぐうえで、不可欠のものです。

したがって、今回の競馬問題への対応は、新たな赤字の発生を防ぐ担保として、「事業存廃の基準」をルール化することがポイントであり、これを大前提として、融資スキームを検討する必要があります。

岩手県競馬組合運営協議会（仮称）

- (1) 構成メンバー：（構成団体）岩手県農林水産部長、奥州市助役、盛岡市助役  
（競馬組合）副管理者  
（関係団体）馬主会、調騎会、厩務員会等
- (2) 所掌事項：組合経営改革方向及び経営状況の検討  
収支状況を検証し収支均衡を図るための調整

岩手県競馬組合運営協議会（仮称）による調整イメージ



運営協議会は、上記スケジュールを基本とするが、毎月幹事会を開催し収支状況を検証し、必要に応じ協議会を開催する。

コスト削減・発売拡大等の取組みに伴う19年度事業費計画

（単位：百万円）

項目	18年度事業費見込み(6月末時点)A	18年度コスト削減額B	19年度広域受委託等発売拡大による経費増減D	19年度計画額C+D
賞典費	3,284	796	70	2,418
施設・情報システム費	2,270	512	186	1,944
開催労務費	758	109	143	792
営業販売費	299	10	17	306
人件費	514	129	83	468
その他販売・管理費	1,293	272	216	1,237
事業費計	8,418	1,828	575	7,165

#### 4 組合負債の内訳 ～ 219億円と111億円～

「事業存廃の基準」をルール化し、その下で競馬事業を運営していくため、仕組みとしては、競馬事業の継続は、毎年度、判断していくこととなり、場合によっては、年度途中での廃止もあり得ることになります。

このため、この新しいルールの下では、金融機関から、新たな融資を受けることはできないこととなります。

制度上、金融機関の融資が禁止される訳ではないとしても、そもそも、金融機関の融資は、「売上拡大による収益によって自らが返済する」見通し(計画)でなければ成り立ちません。売上を下方修正した新計画の下では、その条件を満たしませんし、ましてや、新たな赤字が発生する場合は事業を廃止するという存廃基準の下で運営していくこととなれば、金融機関から新たな融資を受けることは不可能です。

今回の計画見直しにより、競馬組合は、2年前の改訂実行計画のように年々拡大していく(見込み)の売上から生じる利益で債務を返済するという「売上拡大を基本とする計画」をやめ、今年度と同程度の売上を前提としながら、「事業存廃の基準」の下で、赤字を出さないように運営していくという方針に切り替えることとしました。

この方針を採ることとした以上は、金融機関から新たな融資を受けることはできなくなることは必至であり、このことを前提として、18年度末における330億円の債務の取扱いを検討しなければなりません。

組合の債務330億円のうち、219億円は、平成18年度末に返済又は支払いが必要なものであり、111億円は、平成19年度以降に返済することが約定されている起債の残高です。

この点を踏まえて、具体的な債務の取扱いを以下のとおり検討しました。

構成団体融資対象債務の償還・支払時期 (単位：億円)

区 分	償還・支払時期		合 計
	18年度末まで	19年度以降	
借入金計	183.9	110.6	294.5
一時借入金	(141.7)		(141.7)
起債計	(42.2)	(110.6)	(152.8)
公営公庫債	(4.1)	(52.2)	(56.3)
縁故債	(3.4)	(58.4)	(61.8)
経営改善債等	(34.7)		(34.7)
繰上償還補償金	4.0		4.0
土地信託関係精算金	7.2		7.2
過年度未払金	2.6		2.6
18年度純損失	21.7		21.7
計	219.4	110.6	330.0
繰上償還補償金を除く計	215.4		

売上収入(新計画)

(単位：百万円)

発売区分	平成18年度見込み	平成19年度見込み	備考
自場発売	20,491	18,313	レース編成の縮減
街中場外発売	0	285	19年度1か所新設
広域委託発売	6,645	7,067	首都圏等での発売拡大
インターネット発売	838	1,508	拡大
岩手競馬発売小計	27,974	27,173	
広域受託協力金	1,034	1,864	
その他	859	868	
小計	1,893	2,732	
売上高計	29,867	29,905	

##### 競馬事業存廃の基準

各年度において、年度を通じて経常損益で黒字又は収支均衡  
 次年度について、経常損益の収支均衡を達成する見込みがないようであれば廃止  
 年度途中であっても、年度を通じて経常損益の収支均衡を達成する見込みがないようであれば廃止

##### 競馬事業継続のための調整

競馬組合、構成団体及び競馬関係者(馬主会、調騎会、厩務員会)で構成する岩手県競馬組合運営協議会(仮称)を設置  
 岩手県競馬組合運営協議会(仮称)において、年2回半期毎に、収支状況を検証し収支均衡を図るための調整を実施。なお、調整が整わない場合は廃止

## 5 融資の必要性 ~ 18末支払い分219億円の融資は不可避~

平成18年度末に見込まれる組合の債務330億円のうち、219億円は、今年度末に返済期限を迎える借入金や、今年度末までに支払いを要する経費などです。

したがって、この部分については、新たな金融機関からの融資が望めない以上、今年度末に、構成団体から組合に対して、融資にせよ、分賦にせよ、何らかの形で資金を拠出しない限り、競馬組合は、その時点で資金不足となり、競馬事業は、今年度末をもって廃止する結果となります。

つまり、この219億円については、平成18年度末時点で、構成団体が負担することが避けられないものです。

競馬組合への融資スキームの検討においては、「事業存廃の基準」を設定し、「これ以上の赤字を発生させない」仕組みを構築しようとするのであれば、この点が前提条件となるものです。

そこで、まず、この219億円の資金について、融資とするか、分賦とするかを検討したところ、組合の自助努力を促し、少しずつでも、競馬事業の黒字から構成団体へ返済する仕組みとすることが、構成団体、ひいては、県民・市民の負担を少なくすることにつながることから、分賦ではなく、融資とすることが適当であると判断しました。

(注 公営公庫の起債を繰上償還しなければ補償金4億円が不要となり、上記金額は215億円となるが、下記6のように、構成団体融資への切替えが適当なので、219億円と表記した。)

(再掲)

構成団体融資対象債務の償還・支払時期

(単位：億円)

区 分	償還・支払時期		合 計
	18年度末まで	19年度以降	
借入金計	183.9	110.6	294.5
一時借入金	(141.7)		(141.7)
起債計	(42.2)	(110.6)	(152.8)
公営公庫債	(4.1)	(52.2)	(56.3)
縁故債	(3.4)	(58.4)	(61.8)
経営改善債等	(34.7)		(34.7)
繰上償還補償金	4.0		4.0
土地信託関係精算金	7.2		7.2
過年度未払金	2.6		2.6
18年度純損失	21.7		21.7
計	219.4	110.6	330.0
繰上償還補償金を除く計	215.4		

## 6 融資の必要性 ~ 起債残高111億円も構成団体融資へ ~

組合の起債の残高111億円（公営企業金融公庫分52億円余、民間金融機関分58億円余）については、現在の借入れを継続し、約定どおりに組合が返済していく案も、選択肢としては、あり得ます。

ただし、その場合は、今後数年間、各年度に、元利合わせて18億円を超える返済が必要となります。

この返済については、毎年度、構成団体で分賦して負担していくしかないと考えられますが、競馬組合規約の分賦率で単純に試算すると、県が10億円程度、奥州市が4.5億円程度、盛岡市が3.6億円程度を、毎年度、負担する計算になります。

これは、構成団体、特に両市にとって、非常に重い負担となることから、この方式を採ることは困難と考えられます。

さらに、このように組合の起債を借りたままとし、約定償還を続ける方式を採った場合の問題点として、

毎年度、18億円を超える多額の組合の収支不足を構成団体が補助し続ける形となるため、「事業存廃の基準」に従い、「新たな赤字を出さずに、関係者が協力・調整しながら、収支均衡の下で競馬事業を運営していかなければならない」という基本的なルールが損なわれ、自助努力や経営規律が弱くなってしまふおそれがあること。

万一、競馬事業を廃止することとなった場合、公営公庫分については、その後の競馬場施設の利用方法によっては、約定償還を継続できる可能性も考えられるものの、少なくとも民間金融機関分の起債については、

(再掲)

構成団体融資対象債務の償還・支払時期 (単位：億円)

区 分	償還・支払時期		合 計
	18年度末まで	19年度以降	
借入金計	183.9	110.6	294.5
一時借入金	(141.7)		(141.7)
起債計	(42.2)	(110.6)	(152.8)
公営公庫債	(4.1)	(52.2)	(56.3)
縁故債	(3.4)	(58.4)	(61.8)
経営改善債等	(34.7)		(34.7)
繰上償還補償金	4.0		4.0
土地信託関係精算金	7.2		7.2
過年度未払金	2.6		2.6
18年度純損失	21.7		21.7
計	219.4	110.6	330.0
繰上償還補償金を除く計	215.4		

各年度の起債元利償還額と構成団体負担額試算 (19年度以降) (単位：百万円)

年度	公庫債・縁故債 合計			組合分賦割合による試算		
	元金	利息	元利計	県	奥州市	盛岡市
19	1,520	400	1,920	1,056	480	384
20	1,559	272	1,831	1,007	458	366
21	1,600	220	1,819	1,001	455	364
22	1,642	166	1,808	994	452	362
23	1,686	111	1,797	988	449	359
24	1,229	58	1,287	708	322	257
25	703	27	731	402	183	146
26	662	16	678	373	169	136
27	282	6	288	158	72	58
28	118	2	120	66	30	24
29	61	1	62	34	15	12
計	11,063	1,278	12,340	6,787	3,085	2,468



約定に基づいて、その時点で一括償還しなければならなくなることから、構成団体に、一時に多額の負担が生じる危険を残すこととなること。

などの問題点も考えられます。

このため、今回の新計画においては、この組合の起債残高111億円についても、構成団体からの融資に切り替えることとしました。

こうすることにより、構成団体全体の財政運営に大きな支障が生じることを回避するとともに、今後の競馬事業から新たな赤字が発生しないことをしっかりと担保でき、結果として、県民負担を最小のものとすることにつながると判断したものです。

おわりに ～現時点で採り得る最善の方策～

330億円の債務全額を構成団体融資に切り替えることにより、県の主要3基金が大きく減少することとなりますが、以上のような検討を尽くした結果、構成団体負担、そして県民負担を最小にするためには、

現実的な売上見通しの下で、「新たな赤字を出さずに継続」。

それを実現し、担保する仕組みとして、「事業存廃の基準」を設定。

この2点を大前提として実現する必要があるという結論に達しました。

その結論が330億円の構成団体融資であり、これは、県民負担を最小とすることにつながる、現時点で採り得る最善の方策であると判断しています。

以上、よろしくご理解をお願いいたします。

新計画に基づき、構成団体が競馬組合に融資するスキーム

